

## 第8次住居表示の実施区域の町字界(町割)及び町字名について

### ●背景

土地区画整理事業により街区整備を行ったが、現在の地番のままでは

- ・地番が順序良く並んでいない
- ・一つの地番に多数の支号(枝番)が存在する可能性が高くなる

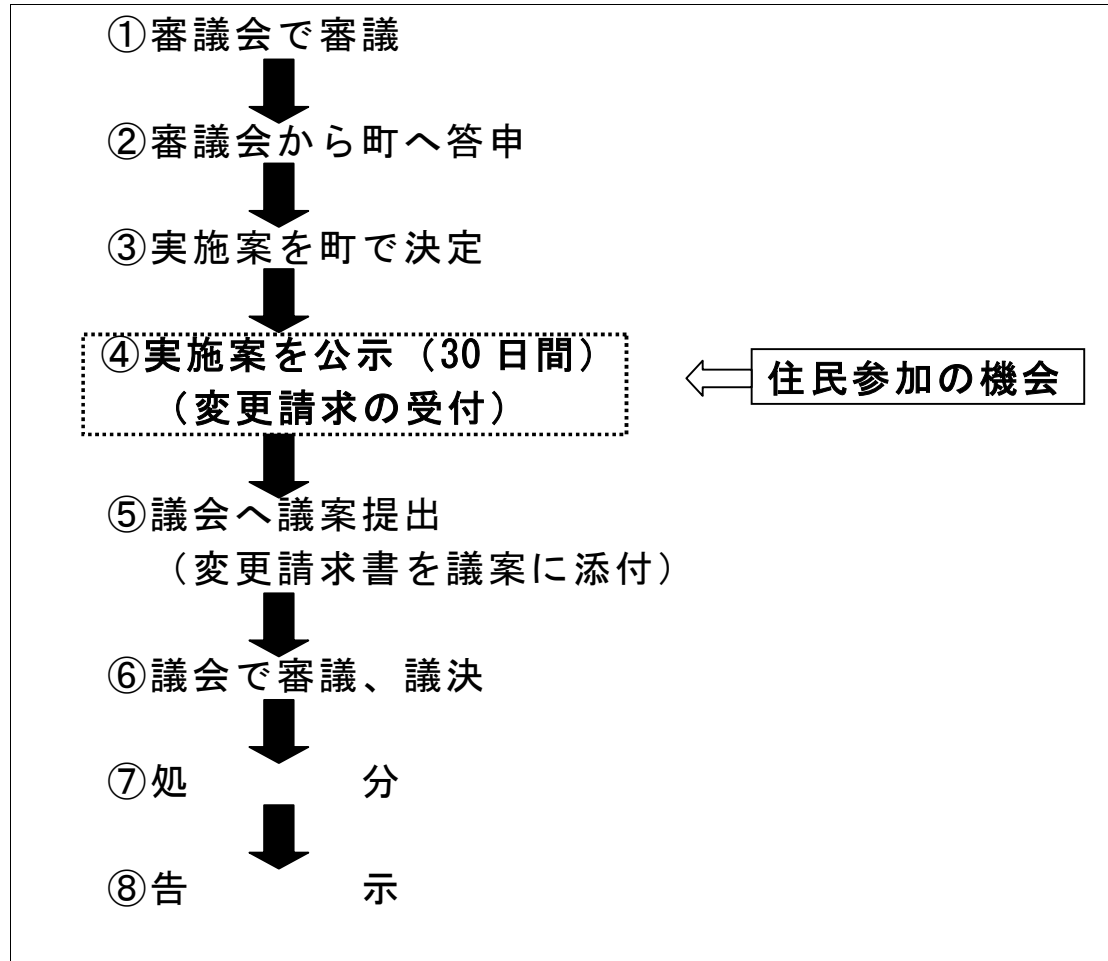
### ●検討理由

第8次住居表示実施区域案が決定されたことに伴い

- ・区域内の新しい区画に合わせて町字界を変更する必要が生じたこと
- ・住居表示実施にあわせ、同区域の新町字名を決定する必要が生じたこと

上記理由等から、当審議会にて町字界(町割)と町字名を検討いただくもの

## ●町字界（町割）及び町字名の変更手続きスケジュール



# 1 町字界（町割）の決定について

## (1) 宮代町における過去の町割の事例

	実施区域	面積 (ha)	最大街区数	総街区数
①	百間一丁目～五丁目	32.615	12	42
②	中央一丁目～三丁目	23.42	19	31
③	宮代一丁目～三丁目	19.553	9	24
④	本田一丁目～五丁目	37.564	18	51
⑤	笠原一丁目・二丁目	9.46	9	17
⑥	川端一丁目～四丁目	43.88	15	52
⑦	東姫宮一丁目・二丁目	24.476	17	31
⑧	和戸一丁目～五丁目	41.416	14	54
⑨	宮代台一丁目～三丁目	22.601	23	61
⑩	学園台一丁目～四丁目	37.602	18	45

- ・面積の最も広い街区 川端四丁目 15.619ha 13街区
- ・街区数の最も多い街区 宮代台一丁目 8.564ha 23街区

## (2) 第8次住居表示実施区域の町字界（町割）案 …実施区域は別図参照

実施区域	面積 (ha)	街区数
①地区	6.33	11
②地区	11.205	22
③地区	13.587	32
④地区	1.356	3
合 計	32.478	68

### (3) 町字界、町の形状及び規模の基本的考え方

(ア)境界は、公道、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。

(イ)町の形状は、境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成したものとする。

(ウ)町の規模は、当町の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数の多少を考慮したものとする。

(宮代町住居表示整備実施基準から)



#### ○上記基準に基づく第8次住居表示実施区域の町字界（町割）案の考え方

- ・上記(ア)の考え方に基づき、実施区域を新橋通り線で南北に区分、南側の区域をさらに宮代通り線で東西に区分し、①～④地区の区分とした。
- ・上記(イ)の考え方に基づき、④地区については、現況では宮代二丁目6番の街区を囲む形状となっていることから、宮代二丁目の街区とすることとした。
- ・上記(ウ)の考え方に基づき、街区数の多少を考慮し、③地区については、最も多い街区数となったものの、全国の一般的な街区数の範囲内であるため可とした。

(4) 町字界（町割）の決定についてのスケジュール

第4回審議会 町字界（町割）案の提示・決定

第5回審議会 （第4回で決定しなかった場合開催）

## 2 町字名の決定について

### (1) 宮代町における過去の決定方法及び県内自治体の最近の決定方法について

#### ① 宮代町(第1次～第7次)における過去の決定方法

- ・ 第1次(昭和40年)～第6次(昭和60年)については、審議会での審議のみ(第3次、第6次については地元説明会を実施)
- ・ 第7次(昭和62年)については、関係自治会それぞれにおいて会議を実施し、その結果を基に代表者会議で決定したものを審議会で審議

#### ② 最近の県内自治体の事例

- ・ アンケート調査を実施し決定した自治体  
加須市、上尾市、越谷市、白岡市

自治体名	検討主体	対象者	アンケート内容	決定方法
加須市	検討委員会	対象地域住民、地権者	町名候補からの選択＋自由記載	多数意見尊重
上尾市	検討委員会	対象地域住民、地権者	町名候補に反対する意見を求めた	原案承認方式
越谷市	検討委員会 (自治会主体)	対象地域住民、地区外 の同じ自治会の住民	検討委員会で決定した町名候補からの選択(自由記載なし)	多数意見尊重
白岡市	白岡市	対象地区の地権者	町名候補からの選択＋自由記載	多数意見尊重

- ・ 関係自治会において審議を経て決定した自治体  
蓮田市

## (2) 町字名の決定に当たっての基本的考えと方法について

### ○基本的考え

町字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。  
(住居表示に関する法律から)

### ○決定方法

近年の他自治体の例では、アンケート調査等の意見聴取を実施し決定している自治体  
が多数。また、町では、平成16年4月に市民参加条例を施行し、地方分権社会にお  
ける自己決定、自己責任を果たす自治の基盤として、市民参加は必要不可欠との考え。



対象となる地域住民や地権者などからの意見聴取を実施したうえで、決定することが望  
ましいとの考えから、意向調査を実施するものとした

### 意向調査内容について

①対象者	別図①②③地区に住民登録のある世帯の世帯主及び同地区の地権者（法人を除く）
②内容	新たな町名候補については、従来の名称に準拠して定めるという基本的な考えに基づき「字道佛」を明示した内容とする

### 【参考】道仏土地区画整理組合実施の意向調査について

1 実施目的	地域の名称の募集
2 実施主体	道仏土地区画整理組合
3 実施日	平成 26 年 10 月
4 対象者	区画整理地の土地所有者及び居住者 324 世帯
5 意向調査の概要	別紙のとおり

#### ○組合実施(平成 26 年 10 月)と今回実施する意向調査の違い

- ・平成 26 年 10 月は、組合が実施し、今回は町として実施
- ・平成 26 年 10 月当時、対象者は、区画整理地内の土地所有者及び居住者を合わせた 324 世帯であったが、現在は、居住者だけでも 456 世帯であり、対象者が 132 世帯（約 41%）以上増加

### (3) 町名案決定についての今後のスケジュール

- 第 4 回審議会 意向調査実施方法、調査内容の決定
- 第 5 回審議会 (第 4 回で決定しなかった場合開催)